

お送りいただく証明書類について

5回目のご請求対象期間（2015年6月1日から2015年11月30日まで）における要介護状態等を確認できる以下の証明書類をお送りくださいますようお願いいたします。お送りいただく証明書類は、以下のフローチャートにてご確認ください。

- ① 介護保険被保険者証の写し ② 身体障害者手帳の写し
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の写し ④ 療育手帳の写し
- ⑤ 上記4種類の証明書類以外で、要介護状態等を確認できる証明書類等の写し

お送りいただく書類の判定	お送りいただく書類
<p>今回のご請求対象期間において、これまでのご請求でご提出いただいた証明書類で要介護状態等の認定を確認できない期間が含まれている。 （今回のご請求対象期間において、区分変更等により要介護状態等の等級が変更されている場合も「はい」にお進みください）</p>	<p>1 証明書類をお送りいただく必要はありません。</p>
<p>はい</p> <p>今回のご請求対象期間において、上記①から④の証明書類で要介護状態等の認定を受けていた。</p>	<p>2 上記①から④の証明書類以外に、要介護状態等を確認できる証明書類等をお持ちの場合は、当社福島原子力補償相談室（0120-926-404）までご連絡ください。</p>
<p>はい</p> <p>今回のご請求対象期間において、有効な証明書類がお手元にある。（紛失等によりお手元がない場合は、「いいえ」にお進みください）</p>	<p>3 治癒、死亡、紛失等により、有効な証明書類がお手元がない場合は、ご請求書類に同封されている「自己情報開示請求に係る同意書兼委任状」を当社にお送りください。</p>
<p>はい</p>	<p>4 今回のご請求対象期間において、要介護状態等を確認できる有効な証明書類をお送りください。</p>